

大刀洗町告示第35号

令和4年第21回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月17日

大刀洗町長 中山 哲志

- 1 期 日 令和4年9月2日
  - 2 場 所 大刀洗町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

令和4年9月2日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について

日程第8 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第9 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について

日程第10 議案第32号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第33号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第12 認定第1号 令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第2号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第5号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について

日程第8 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第9 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第10 議案第32号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第33号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 認定第1号 令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第2号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第5号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	教育長 ……………	柴田 晃次
総務課長 ……………	松元 治美	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
農政商工係長 ……………	宮原 英壽	徴収係長 ……………	西村 智道
下水道管理係長 ……………	古賀 隆司	管理係長 ……………	刈茅 王伸
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和4年第21回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、東義一議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和4年第21回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和4年8月23日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思っております。

協議の結果、本定例会会期は令和4年9月2日金曜日から9月16日金曜日までの15日間と決定しました。

会期日程表をご覧いただきたいと思っております。

9月2日、本会議、議案審議をしていただきます。

3日、4日、5日は休会といたします。

6日は決算委員会を設置し、審議いたします。同じく7日、8日、9日を決算委員会といたし

ます。

10日と11日は休会といたします。

12日は総務文教厚生委員会で請願が出ておりますので、1件について審議をいたします。

9月13日は本会議をいたしまして、一般質問といたします。

9月14日は休会といたします。

9月15日は全員協議会を行います。そして、自由討議を行いたいと思います。

9月16日は本会議を開催し、議案の審議をしていただきます。

以上が今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

### 日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願の付託報告を行います。

本日まで受理した請願は1件です。お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

令和4年第21回大刀洗町議会定例会

請願付託表

令和4年9月2日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（安丸眞一郎） 次に、陳情の報告を行います。

これまでに4件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和4年7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告願います。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 改めておはようございます。総務文教厚生委員長の東義一です。

閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会を去る8月26日に招集し、全委員5名、また、安丸議長の出席の下、委員会を開催いたしました。

議題といたしまして、令和4年5月に開催した第12回議会報告会で寄せられた御意見、提案等の対応について協議をいたしました。

内容といたしまして、ごみ環境対策として、町が令和3年度から4年度に実施している現在本郷ふれあいセンターで、ごみの減量化等、社会実験からモデル実験のごみステーションの取組の状況、また、コミュニティバス、また、7月から乗り合い定額タクシーの社会実験の取組等についてでございます。

次に、教育関係にあつては、不登校問題、学童保育、また、空き家対策、地域関係対策問題と、地域行政に携わる貴重な御意見・提案、多様な面についてであります。

今後、行政の対応を精査・注視しながら、引き続き内容を検討し、他の委員会とともに寄せられた意見等について回答したいと思っております。

また、今後、委員会といたしまして、コロナ禍の感染状況を踏まえ、十分注視しながら行政の所管事務の調査・研究に取り組んでまいりたいというように考えております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めましておはようございます。建設経済委員会委員長の野瀬でございます。

私からは、閉会中の建設経済委員会の所管事務に係る調査、審議事項等について報告をいたします。

去る令和4年6月21日に、災害対応及び6次産業について、福岡県のみやま市の視察を全委



員と議長及び事務局職員2名で行いました。

まず、災害対応の視察についてでございます。

視察先は、平成24年7月の九州北部豪雨で矢部川支流の沖端川の堤防決壊などによりまして、甚大な被害を受けたみやま市瀬高町本郷地区といたしました。視察先では、災害発生当時の区長さん及び地区役員の方々に対応していただき、当時の状況や避難及び自主防災などについて説明を受けたところでございます。

その主な内容でございますけれども、1つは、本郷地区に避難指示が出されたのが、7月14日の午前9時に発令をされております。その僅か35分後には、もう堤防が決壊するという状況であったということがあります。

また、避難に当たっては、指定避難所に行くには、その川に架かっている橋を渡る必要があって、非常に危険であったということで、独自の判断で近くの体育館へ避難誘導したということでございます。

しかしながら、指定避難所でなかったために、食料品が届かないとかトイレの不足など、避難者の方々に不安を与える結果となったというような反省もしてありました。

3つ目が、災害を経験したことで、避難情報の伝達、避難所の在り方、自主防災組織の強化など、今もまちづくりにおいて地域連携強化に取り組んでいるとのことでございました。

今回の視察で、地域の方々のいわゆる生の声が聴けたことは、大変有意義であったというふうと考えておるところでございます。

次に、6次産業について、同じ瀬高町の坂本食品工業を視察をいたしました。瀬高町の特産品である高菜を契約農家より仕入れ、最長80年ぐらいを超えるとおっしゃっていましたが、そういう使い続けてきた土の中に埋め込んだおけに、持ち込まれた高菜をその日のうちに漬け込み、製品化し、高菜漬けの出荷、販売について説明を受けたところでございます。

本来、6次産業化とは、農産物の生産者が、食品加工、流通販売にも取り組み、農業経済を活性化させることをいいますが、本事例のように食品加工業者が、近隣の農業者と連携・提携したような業態も一つの在り方かなというふうに、私自身は感じたところでございます。

そして、視察から帰庁後、15時15分より、協議会室において建設経済委員会を開催したところでございます。出席は、同じメンバーでございます。

議題は、5月の19日の委員会で検討事項となっておりますが、本日も何か議題が上がったと思いますが、ため池しゅんせつ時に発生する土は産業廃棄物ではないのか、2つ目が、しゅんせつ土の土量が多いが、搬出先のめどはついているのか、3つ目が、ため池の浸水想定区域図の配布について、産業課の説明を受けました。

しゅんせつ残土については、泥土、いわゆるどろどろとした土ですか、そうではない限り基本

的には産業廃棄物ではないとされているということ、搬出先については、近隣の3業者あたりに、リサイクル業者ですか、そういうところへ搬出をいろいろ問い合わせ、そういうところを搬出の想定をしているという御説明。

それと、ハザードマップについては県が出しておりますけれど、それに少し手を加え配布する予定であると、そういった検討結果が示されたところでございます。

次に、7月4日10時半より、建設経済委員会を開催したところでございます。出席は、全委員と議長でございます。

議題は、先ほど説明しました6月21日に実施しましたみやま市の視察研修のまとめ及び今後の活動予定について、審議をいたしました。

みやま市の視察については、各委員から様々な意見が出されました。

総括して言えば、本郷地区の防災意識の高さや自主防災組織の活動など、見倣うべき点は多いが、大刀洗町においては、地域によって温度差があり、一工夫した取組が必要になってくるのではといった意見が出ておりました。

また、6次産業化については、本来の6次産業とは言えないかもしれないけれども、農産物のブランド化や行政の後押しなど、長期的に取り組む必要があるのではといった意見が出されたところでございます。

今後の活動につきましては、予定している視察について、コロナの状況などを踏まえて、再度また日程調整を行うことといたしました。

次に、8月の23日午後1時半から委員会を開催をいたしました。出席は、全委員と議長でございます。

議題は、先ほどもちょっとありましたが、第12回の議会報告会が出されました意見、提言等に対する回答について、建設経済委員会が所管する交通安全施設整備、道路・河川整備改修、消防・防災に関することなど、50項目について議会としての回答を作成するために審議をいたしました。

各委員から、いろいろと意見が出されました。そういった意見をまとめて事務局のほうに提出をいたしておりますが、最終的には議会としての回答として公表する予定ということでございますので、さらにまた修正が出てくるのかも分かりません。

以上、ちょっと長くなりましたけど、閉会中の建設経済委員会の活動の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。第175号の作成については、6月6日に広報委員会、また、6月23日以降に編集会議を4回開催し、7月22日に発行しております。行政各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。次号、176号の発行につきましては、去る8月30日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。10月28日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中19件の記事を更新しております。内容は、定例会や臨時会に関すること、委員会活動に関すること、議会報告会や議会モニター制度に関すること、先進地視察や視察受入れに関すること、研修会に関すること、その他であります。

3、その他の議会の広報に関する活動。9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

4、その他先進地視察研修について。7月19日、京都府精華町議会と久御山町議会を訪問し、議会広報に関することについて調査を行いました。研修の目的としては、議会広報委員会が所管する3点の事務全般について調査し、議会だよりのみならず、多様な広報手段の活用や情報公開の拡充、広報広聴機能の充実などを図る契機とするものであります。特に、今年度は議会ホームページの充実等を重点課題としており、この分野で先進的な議会へ視察をお願いすることとしたものです。

全体として、1、議会だよりは両町議会とも広報コンクール入賞歴があり、議事や広聴企画の掲載など、情報公開性が高く、議会活動がよく伝わるものであります。

2、議会ホームページは、議事公開、委員会調査、議会改革の掲載など、両議会ともコンテンツが充実し、先進的でありました。

3、その他の広報についても、本会議中継、議会報告会、議会モニター制度などが充実しており、当町議会の取組にとって大いに参考になるものであります。

帰庁後、8月10日に広報委員会を開き、視察の振り返りと今後の活動への反映について協議を行いました。

各委員から、今後、議会だよりについては、コンテンツの充実や早期発行のためのスケジュール調整、編集マニュアルの策定など、ホームページは、既存のコンテンツの充実や新規コンテンツの開発、情報公開の推進、情報区分の明確化によるリニューアルの検討など、その他の広報活動については、住民との対話を気軽な形で開催することや、町内小中学生・高校生向け企画の検討など、議会に対し提案ができるのではないかと考えています。

任期も残り1年となり、次期の委員さんに合理的に引き継げるよう、制度や文書の整備が必要と感じております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。閉会中の委員会報告を行います。

令和4年6月27日、令和4年第19回大刀洗町議会臨時会についての協議の結果を申し上げます。

9時30分より協議会室において、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から中山町長、松元総務課長の出席を得て、協議しました。審査内容については、令和4年第19回大刀洗町臨時会についてでした。内容につきましては、株式会社ウエスト電力との和解の件でした。

そして、6月28日15時35分より、再度協議会室において協議をいたしました。出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議しました。同じ内容でございましたけれども、弁護士さん等の協議内容があったようでございますので、その点について説明があったところです。

6月28日、熊本県上益城郡御船町より視察研修がありました。内容は、予算決算審査検討特別委員会委員6名、議長1名、事務局1名、8人のメンバーで視察研修に来られました。それで、当町からいたしましては、予算決算審査委員会についての内容等を説明し、議論をしたところです。

そして、7月5日、モニターさんとの意見交換会を開催いたしました。全委員で対応いたしました。モニターさんにつきましては、出席者8人中5人で、欠席が3人でした。

意見交換内容につきましては、議会運営について、一般質問について、議会広報について、その他というようなことで、1時半程度交換会をしたところです。

4月21日、山形県の村山地方町村議会議長会の視察研修がありました。14時より、ドリームセンターの2階の展示ホールで開催いたしました。出席議員は、議員全員と安丸議長の出席を得て対応いたしました。研修内容は、議会活性化の取組についてでした。相手は、議長、副議長さんと事務局長で、15名の出席でした。

7月28日9時30分より、協議会室において、令和4年第20回大刀洗町議会臨時会についての協議をいたしました。出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から、松元総務課長の出席を得て協議いたしました。

臨時会の会期及び会期日程については、会期は令和4年8月1日、1日間といたします。議案審議につきましては内容は、非課税世帯への臨時特別給付金給付事業及び緊急経済対策費、公園管理費、合わせまして1億4,196万7,000円の追加補正でした。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第21回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今年は、お盆を過ぎても暑い日が続いています。先週末からは、朝晩は少し涼しくなりましたが、今月に入ってもしばらくは暑い日が続くと思われまますので、町民の皆様にはこまめな水分補給や適切なエアコンの使用など、熱中症対策をはじめ、体調管理に十分御留意いただくようお願いをいたします。

また、現在、非常に強い台風11号が、沖縄の南の海域にあり、週明け以降、九州に接近するおそれがあります。台風が近づいて、暴風が吹き始めてからの避難は大変に危険です。防災情報の確認と、事前の備えや早めの避難をお願いを申し上げます。

新型コロナの感染状況については、現在、福岡県では実効再生産数が1を切り、新規陽性者数は減少傾向に入ったようにも見えますが、依然として新規陽性者数が7,000人を超えるとともに、病床使用率が6割を超えるなど、医療供給体制は非常に厳しい状況が続いています。

8月の臨時議会の際にも申し上げましたが、町民の皆様には、改めて場面に応じたマスクの着用やせきエチケットの遵守、手洗いや換気の徹底、3密の回避など、感染予防に努めていただきますようお願いをいたします。

併せて、感染された方、ワクチン接種を望まない方の人権尊重と個人情報の保護にも十分な御配慮をお願い申し上げます。

さて、先月11日の夜、今年も大刀洗町と小郡市、久留米市北野町の24か所で、一斉に花火が上がりました。コロナ禍を踏まえ、3密を避けるため、一昨年、昨年に続き三井青年会議所の皆さんが企画されたサプライズ花火でした。時間は短時間でしたが、この地域に元気と勇気を頂いた気がしています。花火大会の起源は、悪疫退散祈願とも言われています。新型コロナウイルスの感染拡大が、一日も早く終息することを願っています。

また、先月22日、おおぞら保育園が開園をいたしました。大刀洗町に新しく認可保育所が開園するのは、昭和27年以来、実に70年ぶりです。今回のおおぞら保育園の開園に伴い、平成27年10月から発生しておりました待機児童の解消にめどが立ったところであり、大変うれしく思っています。

また、先月9日、総務省が発表した人口動態では、昨年1年間で、日本全体で72万6,000人もの人口が減少している中、大刀洗町の本年7月末の住民基本台帳上の人口は1万5,973人と、過去最高を更新中であり、これまで取り組んでまいりました子育て支援や教育環境の充実などの施策が一定評価いただいた結果ではないかと考えています。今後とも、子育て支援や教育環境の充実に取り組んでまいります。

さて、あさって、第26回福岡県消防操法大会が、3年ぶりに開催されます。大刀洗町からは、消防団第4分団が出場をいたします。コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客での開催となり、応援に行くことはできませんが、6月下旬から厳しい訓練に励まれてきた団員の皆様には、これまでの訓練の成果を遺憾なく発揮され、御健闘されることを期待をしています。

次に、今議会に提案しております一般会計補正予算については、オミクロン株に対応した予防接種などの新型コロナウイルス対策や保育所の給食費補助、農業者や運送事業者支援などの物価高騰対策のほか、菊池小学校の増改築工事实施設設計に必要な経費などを計上いたしております。

次に、令和3年度一般会計決算については、歳入が92億4,705万円余、歳出が85億536万円余となり、実質収支額は6億3,394万円余の黒字、実質単年度収支は2億5,758万円余の黒字となっています。

歳入では、地方交付税が地域デジタル社会推進費の創出や国勢調査の人口増加に伴う基準財政需要額の増加に加え、歳出算定により臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたことに伴い16%の増、町税が、町民税やたばこ税の増加に伴い0.9%の増となった一方、国庫支出金やふるさと応援寄附金の減少に伴い、歳入全体では13.3%の減となっております。

歳出では、子育て世帯や非課税世帯への臨時特別給付金などに伴い、扶助費が29.6%増加した一方、令和2年度限りで終了した特別定額給付金事業の減に伴い、補助費等が63.2%の減、4小学校のトイレ改修の完了により、普通建設事業費が14.2%の減、菅野橋の復旧工事費などの減少により、災害復旧事業費が67.4%減少するなど、歳出全体では15.5%の減となっております。

特別会計につきましても、4会計とも実質収支は黒字となっておりますが、詳細については本議会の決算特別委員会において御報告をさせていただきます。

次に、本年度の普通交付税が決定されました。臨時財政対策債を加えた当町の実質的な交付決定額は、19億9,800万円余と、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が追加交付された昨年と比べますと、約2億4,100万円余の減額となっておりますが、一昨年度に比べると約1億2,300万円余の増額となっております。

しかしながら、今後とも公共施設の老朽化に伴う改修費や扶助費の増加などが見込まれること

から、今後とも効率的な財政運営に取り組んでまいります。

さて、今議会には、人権擁護委員候補者の推薦1件、条例の一部改正2件、重要な契約2件、一般会計及び特別会計の補正予算3件、令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定5件を提案をいたしております。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願いを申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。提案議案の理由及び内容について御説明いたします。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2216番地1、氏名、大石純、昭和33年12月4日生まれ。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

人権擁護委員につきましては、議会の意見を聴きまして、町が法務局に推薦、国、法務大臣が委嘱することとなります。期間は3年間となっております。

1枚おめくりください。

履歴書を載せております。こちらのほうは御一読ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 本件については議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

---

#### 日程第5. 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第27号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 御説明いたします。

議案第27号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の費用の一部の公費について、国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある、これが提案理由でございます。

2枚おめくりください。ページとしては2ページとなります。

新旧対照表をご覧ください。

選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の第4条第1項第2号のところでございます。アの「該当契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合、当該選挙運動用自動車のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日について、その費用に対し支払うべき金額」のその後の括弧のところからです。下から2行目になります。「（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額」というところが、新しく変更となりまして、「1万6,100円」の変更となっております。

次のページをご覧ください。

イです。「当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金として、合算して」の次です。「7,560円」が1日当たりの金額でしたが、新たにそこが「7,700円」と変更されております。

その下です。議会運動用のビラの作成の公費負担額及び支払手続の第8条です。「大刀洗町は、候補者が同条の契約に基づき該当契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用のビラ1枚当たりの作成単価」のところですが、その後「7円51銭」となっているところが、新たに「7円73銭」と変更されております。

下になりますが、その後、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の第11条です。「大刀洗町は、候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価」のところでございます。今までは、当該作成単価が「525円6銭」となっておりますが、こちらが「541円31銭」と変更になっております。

それに伴いまして、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に乗じた額を掛けた分が、525円6銭だったところが、541円31銭となり、それに「31万500円」を超える金額が、次は「31万6,250円」を加えるという形で変更となっております。



2枚目にお戻りください。ページでいうと1ページとなります。

附則です。

施行期間、1、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分、2、この条例による改正後の大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期間を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとなっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第6 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 御説明いたします。

議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員休暇及び勤務環境の整備について当該条例を改正する必要がある、これが条例の提案しました理由となります。

新旧対照表を3枚めくっていただきまして、ページ、4ページとなっております。

内容が、こちらのほうの改正につきまして、非常勤職員という形になっております。新旧を読みますと、内容が難しいあれですので、概要を説明させていただきたいと思っております。

こちらのほうは、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得についての緩和と、もう一点が、非常勤職員の子が1歳以降の育児取得の緩和という形の2点のほうの改正を行っております。

1点目の非常勤の子の出生後の8週以内の育児休業の取得の緩和につきましては、主に男性向けのことになってまいります。非常勤の職員が、育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に

達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命者を同じくする職に採用されないことが明らかでないという要件がついております。

非常勤職員の子が出生後8週間以内に育児休業しようとする場合に、子の出生から起算して8週間と六月を経過するまでという形で、1歳6か月に達する日までの8週と六月を経過する日までという形で緩和されているものです。

次に、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化につきましては、夫婦での育児休業を取りやすくするために、交替しながら育児休業をすることができるような形での改正となっております。

また、1歳6か月を過ぎまして、保育所等に入所ができないという形等、特別な事情がある場合につきましては、2歳に達する日までという形で要件が緩和されております。

以上で改正の内容の説明を終わります。

3ページ、3枚目に戻っていただきまして、附則でございます。

施行期間、1、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日前に育児休業等の計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第7．議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第29号本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） おはようございます。産業課の宮原と申します。本来であれば当課の課長より議案の説明をさせていただくところでございますけれども、都合により欠席をさせていただいておりますので、私のほうより説明をさせていただきます。

議案第29号本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について、本郷地区温水ため池浚渫工事について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

1、工事名、本郷地区温水ため池浚渫工事。

2、工事場所、三井郡大刀洗町大字本郷3511番地。

3、工期、議会の議決を得た日から令和5年2月の28日まで。

4、請負契約額、7,997万円。

5、工事請負人、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷2583番地1、有限会社平山建設代表取締役、平山徹。

提案理由でございます。本郷地区温水ため池浚渫工事を施工するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財政の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

入札結果及び契約結果表をつけております。

5ポツ目、予定価格でございます。8,025万6,000円。入札書比較価格、これは税抜きでございますが、7,296万円。

6、最低制限価格、7,383万2,000円。入札書比較価格、税抜きですが6,712万円。

7、入札方法でございますが、指名競争入札によらずに条件付の一般競争入札をいたしました。2つ条件を付しまして、1つ目が大刀洗町内に本社または支社を有する者として、大刀洗町の競争入札参加名簿に登録されている者、2つ目、その名簿に土木一式工事を第1希望で掲載されている者で、土木一式工事の業者等級区分がA等級であるもの、この2つを付しまして一般競争入札を8月の5日に公告をいたしました。

その結果、対象、町内、準町内10者ありますけれども、その中の6者が入札参加資格申請を出してきていただいております。審査の結果、入札参加資格を有する者でございましたので、その6者で実施することといたしました。

その後、1者が入札の辞退届を出されましたので、5者によりまして、8月の22日に競争入札をいたしまして、即日開札をいたしました。その結果、入札業者名4番目の有限会社平山建設が7,270万円、これ税抜きですが、落札決定をしております。

予算措置につきましては、2段階の措置を受けることとしております。まず1つ目が、福岡県さんの事業でございまして、農村環境整備事業というものがございまして、その中のメニューの一つにため池の応急対策というものがございまして、安全対策ですとかしゅんせつ等を行う場合に、事業費3,000万円までで50%の補助、2分の1の補助が受けられるというものがございまして、まずこちらで3,000万円以上の工事となっておりますので、1,500万円補助を受けるところでございます。

2つ目が、緊急浚渫推進事業という地方財政法上の措置がございまして、こちらは令和6年まででございます。そちらで起債をしまして、充当率100%の交付税措置率70%を活用

して、町負担をできるだけ少なくする形で工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

1枚おめくりください。

工事の請負仮契約書をつけております。令和4年の8月29日に締結をいたしております。本会議で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。

参考に、こちらは位置図です。ため池の場所です、本郷になります。

1枚めくっていただきまして、すいません、横位置になりますので、横にご覧ください。

全体の図面をつけております。こちら、農業用のため池になっておりますので、まだ水を使っておられますので、9月の中旬頃から1週間ぐらいかけて落水をし、水を抜いていきます。その後、準備工などを行いまして、木の伐採などを行いまして、仮設道を設置をし、しゅんせつ工事を進めてまいります。

また、工事前には、地元の説明会を予定をしております。

なお、進入口付近に警備員を配置いたしまして、安全面に配慮いたします。また、通行する車両などに対しましては看板で、また、付近住民の方たちにはポスティングなどをして工事があることを周知をいたしまして、安全に工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第8. 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第30号下高橋地区中島ため池浚渫工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） それでは、議案第30号の御説明をいたします。

下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について、下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

- 1、工事名、下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区。
- 2、工事場所、三井郡大刀洗町大字下高橋3402番地。

3、工期、議会の議決を得た日から令和5年2月の28日まで。

4、請負契約額、1億6,115万円。

5、工事請負人、福岡県三井郡大刀洗町大字富多1355番地1、有限会社二ノ宮建設代表取締役、二ノ宮孝二。

提案理由でございます。下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区を実施するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

入札結果及び契約結果表をつけております。

5、予定価格、1億6,205万2,000円、入札書比較価格、1億4,732万円。

6、最低制限価格、1億4,908万3,000円、入札書比較価格、1億3,553万円。

7、入札方法は、先ほどの議案と同じ条件付の一般競争入札としております。

8月の5日に入札の公告をしたところ、対象の10者中7者が参加資格の申請をされました。審査の結果、7者とも適格でしたので、7者による競争入札を8月の22日に実施をし、即日開札をいたしております。

その結果、入札業者名3の有限会社二ノ宮建設が、1億4,650万円、税抜きですが、落札決定をいたしております。

予算措置に関しましては、先ほどの温水ため池と同じように、最大限国・県の予算措置活用して実施をしてみたいというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

工事請負仮契約書をつけております。8月の29日に契約を締結しております。本会議で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

参考に図面等をつけております。こちらは位置図でございます。下高橋の官衙遺跡のすぐ北側にため池がありますが、そちらでございます。

次のページをご覧ください。

全体の図面をつけております。こちらは、ため池の規模が大きいので、1工区、2工区に分けて工事を実施いたします。

今回の御提案している工事に関しましては、ちょうど真ん中辺りでばさっと切って、その南側を1工区として実施をしてみたいです。こちらにも農業用のため池ですので、9月の中旬頃から落水をして、準備工、ヨシなどが生えていますので、そういったのを撤去しながら仮設道を設置を

し、しゅんせつ工事をしてまいります。

こちらもちろん工事の前に地元への説明会を開催したいというふうに考えております。

こちら交通量が多い道路に設置しておりますので、進入口付近には警備員を配置いたします。また、通行する車両等に対しましては看板、また、付近の住民にはポスティング等で対応してまいります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大変申し訳ありません。この件については建設経済委員会でも先ほど報告しましたように、かなり詳しい説明を受けたところでございます。

ただ、ちょっと何点か教えていただきたいという点がございます。

まず、1点目は、今まで指名競争入札でずっとやってこられて、条件付とはいいながら一般競争入札を適用されています。4月か5月か分かりませんが、入札予定表、一覧表がホームページに載ってまして、その中でも指名競争入札、今でも指名競争入札って書いてあるんですよね。それはいいんですが、一般にするのか指名にするのかっていう、その基準というか、誰がどういうふうにして一般競争入札にするんだというような、そういう取決めをしてあるのか、そこら辺ちょっと基準等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

通常であれば指名競争入札で、大刀洗町では通常指名競争入札でやっていたけれども、今回のため池工事に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、農業用のため池でございますので、4月とか5月から実施することができないものになっております。9月の中旬頃から2月の下旬まで、そこから水を貯めて、また6月頃、5月頃からですか、農業用のため池で、また営農で使いますので、その約5か月間の中で工事を終わらせなくちゃいけないという工事の特殊性がまず1点目でございます。

工事額も、恐らく土木工事ではなかなかないような額になっておりますので、そういった面も考慮いたしまして、まずは条件付で町内・準町内のAランクの業者、10者さん、皆さんを対象にお声かけをさせていただいて、その中で、それぞれ業者さん、国、県の事業等も持っているとしますので、そういったものも検討していただきながら、手を挙げていただくところに手を挙げていただいて、何ていいますか、手を挙げるということはその工期内でできるということですから、そういった業者さんに手を挙げていただきたいという思いで、今回、条件付を採用したところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 事情の説明は分かるんですが、いわゆるどういう基準で一般にするのか、指名にするのかということをお伺いしているんです。今日はちょっと課長も来られていないので、また後日質問する機会あると思いますので、そこをちょっと明確にさせていただきたいというのが1点です。

もう1点は、一般競争入札にすれば、これは条例の中においても公告するようになっているんですよ。例えば新聞とかホームページとか、そういう何か。先ほどちょっと言われたのは、地場業者でランクだと、地域性と技術力というのを加味されたと。

ここでちょっと私が疑問に思うのは、どこの一般競争入札を見ても、技術者の配置を書くんです。技術者がいなければ、当然建設業法からして、チェックを受けてアウトだというふうになるんです。今回、特に3件一緒に出されていますので、その3件分を受注しても大丈夫だというようなチェックがされているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

入札の公告を、庁舎前の掲示板とホームページでいたしたところでございます。

先ほど、条件を2つ付したということですけど、すいません、もう一点付しております、この工事に関して、建設業法に従い技術者を配置できる者というものを記載をさせていただいております。一般競争入札ですので、参加するかどうかの意思表示していただく意味で、参加資格の申請をしていただいているところでございます。

その添付資料の中に、配置予定技術者等の資格、工事経験調書というものを聴取をして、配置できる者がいるかどうかというものも検討して、適格な入札業者だということで決定をして、入札を実施したところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私が申し上げたかったのは、もう当然それはそういうことを記載してあるんだろうと思うんです。例えば県の工事なんかは、同じ工事業種というか、同じ内容の工事を何件も発注される。そうしたときに、同時に発注されたら、まず最初の工事で落札した業者は辞退してくれというようなことで、結局その体制がどうかというのをきちっとチェックできていればいいんですが、例えばその工事を受注するには、こういう体制で取れますよっていうけど、ほかの2件も受注したら、多分体制取れないと思うんです。だから、そういうチェックをきちっとされているのかどうか、そこら辺の考え方をどうしてあるのかというのをちょっとお伺いできればと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

温水ため池の入札を先に実施をした関係で、平山建設様が落札をして、2本目に下高橋のため池の入札を実施をいたしました。その間10分ほど休憩がありまして、そのときに技術者はちゃんと配置できますか、参加されますかということで意思確認をしております。

そのところ、平山建設さんには技術者がいますので配置ができます、参加しますということで意思確認、技術者がいるかの確認はきちんとしたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それは、事前にしとくべき話ですよ。入札結果を見て、できますかちゅうて、いえ、できませんとか、そういう話ではなくて、やっぱりそういう公告で、一般競争でそういう書類を出されているわけですから、そういう規制をかけてなければ、やっぱり事前にきちっと、同時に落札しても施工体制は取れるということを確認すべきだと私は思いますので、そこいら辺、ちょっとまた質問する機会あると思いますので、後でしたいと思います。

それともう一点は、かなり今の、最後の2件というか、今、工事の2件は、8,000万近いのと1億6,000万近くて、まず1点は、委員会の勉強会の中でいろいろ教えていただいたんですけど、建設残土はいわゆる産廃ではないんだよということをおっしゃいました。多分、設計の中では普通の建設残土の処理ということで設計してあるんだろうと思うんです。だけど、この金額を見たら、約9,000立米ぐらいの土が出るということで、1億6,000万ですよ。多分残土処理費が1万から2万ぐらいかかっているような設計になっているんじゃないかなと思うんです。処分地に3社ぐらいを想定していますという、委員会のときに説明がありまして、そこに持ち込むのは実際に来る業者だということでございますけれども、普通の建設残土であれば、もっと事前に調査をして、どこか町内でもいいし、近隣に仮置きできないか、あとまた流用すればいいわけですから、そういう検討や何かもやっぱりすべきだと思うんです、かなり金額高いものですから。

それと、残土処理っていうのを指定地処分にしてあるのかどうかというのだけをちょっとお伺いしたいと思います。どこどこに持っていくようにということで、そういう設計の中で指定してあるのかどうかというのをちょっと教えていただきたい。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） 御質問にお答えをいたします。

結論から申し上げますと、処分地の指定はしておらないところでございます。議員のおっしゃるとおり、建設発生土、いわゆる建設残土というのは、廃棄物法に基づく廃棄物じゃございませ



るので、リサイクルできるものという考え方によって、違う工場の現場に持って行ったりとか、環境施設とかそういったところで、そこは有料になりますけれども、そちらで取った後にまた違う現場で使われるというような種類の発生土でございます。

国交省のほうも、建設のそういった残土を利用したい方とマッチングするようなサイトがありますので、またそういうところにこういった工事例、今回の工事であれば9,000立米ほど出ますとかいうのをサイトにアップして、例えばしゅんせつ土なので、あまり第1種の発生土みたいに条件のいい土じゃないんですけれども、例えば埋め戻しとかそういったものには使えるものとなっておりますので、そういったいろいろなルートを使って、できるだけそういった処分費がかからない方法は検討していきたいというふうに思っています。

ただ、設計の段階では、近隣の10キロ圏内で3社ほどありましたので、建設課が年度当初にそういったプラントの見積り合わせをして、その平均単価を出しております。その単価でしゅんせつ土も受入れ可能かどうかというのをその3社に確認をいたしまして、その額を計上させていただいております。額としては5,500円ぐらいです、1立米。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 業者持ち込みが、立米の5,000円ぐらいだというのは、大体平均的な価格だと思うんです。だけど、5,000円だとして、五九、4,500万ぐらいですよ。あと1億、仮設道路も、多分私の経験上、二、三千万ありゃあできるんです、こんな仮設道路、池の中に造るような仮設道路は。だから、非常に掘削残土運搬というのが物すごく高く感じるんです。

だから、そういう残土の受入れが、実際は四、五千円ぐらいだとは思いますが、もっと高く見積もってあって、指定してあるのかなとちょっと思ったもんですから、そこをちょっと確認させていただきたかったんです。

とすれば、指定していなければ、例えば自社がとか残土置場を持っていけば、必ずそこに持っていなくてもいいわけですから、かなり安く上がるわけですが、受入れがないということ。少なくとも立米、半分ぐらいは自社の資材置場に置きますと言えば、半分で済むわけですよ。そういうことは可能なんですよ。設計変更の対象になるというほどではないと思うんですが、そこだけちょっと教えていただきたい。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

今、仮契約書になっておりまして、議会の議決を得て本契約書になるんですけれども、そのときに業者と打合せをする中で、残土をどこに捨てていくのかという受入先の調書みたいなのが、

建設課の任意の様式でございますので、そちらを活用してどちらに持っていくのか、自社のプラントに置きますよということであれば、それじゃあ、その処分費はかかりませんよねというところでその業者さんと御相談させていただくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すいません、ちょっとくどくなりますので。残土処理とか契約の在り方とか、そういうのはまた最終日に質問する時間がありますので、そこでさせていただきたいと思えますので、よろしく願いしておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時25分から再開をしたいと思います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたしたいと思います。

#### 日程第9. 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第31号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、御説明いたします。

1枚おめくりください。

議案第31号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,228万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,840万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

歳出から説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

今回の補正は、今年4月並びに7月の人事異動に伴います人件費の組替えを行っております。人件費関係の予算については省略させていただきます。主なものを説明させていただきます。

10ページをご覧ください。2款1項21目地域公共交通対策費、18、負担金・補助金及び交付金です。100万5,000円の補正をしております。甘木鉄道事業の継続支援金と燃料高騰分と、のりあい定額タクシーの補助という形で組んでおります。

次のページをおめくりください。2款2項2目賦課徴収費です。12の委託料、公売物件鑑定委託料と清算人委託料として56万1,000円、組んでおります。

続きまして12ページ、3款1項2目障害児者自立支援費です。19の扶助費です。65万6,000円、新たに、入浴サービスのほうの地域生活支援事業として新たに追加しております。

1枚おめくりください。13ページです。3款2項1目児童福祉総務費です。

12の委託料、放課後児童健全育成事業委託料、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして40万円の7学童分を計上いたしております。

その下の18節負担金・補助金及び交付金です。1,063万9,000円を組んでおります。追加分もありますが、新規に保育所給食支援費補助金として546万円、その下の新型コロナウイルス感染症の対策として50万円の6園分の300万円を計上いたしております。

次のページです。

4款1項4目公害防止対策費です。18節負担金・補助金及び交付金です。不良空き家等の除去補助金のほうを増額で225万円増額しております。

同じく12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、補正額として4,950万4,000円を追加しております。こちらのほうは、主にオミクロン株に対応したワクチン接種分を追加しているという形で、クーポン券の発送やコロナウイルスの予防接種の委託料等とコールセンターの委託を含めたところで新たに増額しております。

次のページをご覧ください。15ページとなります。4款2項2目塵芥処理費です。18、負担金・補助金及び交付金、こちらのほうは北鶴木のほう、北鶴木区での計画がありますので増額をさせていただきます。不燃物等集積場整備事業費の補助金68万6,000円となっております。

次のページです。

5款1項4目農業振興費、18、負担金・補助金及び交付金です。5,761万1,000円を増額して計上いたしております。こちらのほうは、福岡県農業労働力確保緊急対策事業費補助金となっております。帰国困難となった外国人技能実習生等の延長期間や、その他必要な経費を補助するための金額です。その下が肥料等高騰緊急対策事業費補助金、こちらのほうは、肥料が高

騰しておりますので、購入経費の支援という形になっております。

その下の10目農業環境整備費です。12の委託料、ため池ハザードマップの作成委託料として787万6,000円を計上いたしております。

その下、13目農業集落排水事業費、下水道事業特別会計の繰出金を250万7,000円、組んでおります。

その下です。6款1項1目商工業振興費です。18の負担金・補助金及び交付金を1,530万、運送事業者等の支援金として充てております。原油価格の高騰の影響を特に受けている運送事業者等に対して、支援の給付を行うものでございます。

次のページで、その次の18ページをご覧ください。7款7項1目公園管理費です。14、工事請負費といたしまして97万9,000円、こちらのほうは大刀洗公園内にあります水鏡池循環ポンプのインバーター改修工事費となっております。

続きまして、9款1項4目大刀洗町小中学校教育推進事業費です。2、12節委託料、13節使用料及び賃借料といたしまして262万5,000円を併せて計上しております。こちらのほうは、体験型の英語学習事業をオンラインで受ける分と直接その会場に行きます入館料、バス借り上げ料という形になっております。

次のページをご覧ください。19ページです。

9款2項1目一般管理費、17、備品購入費、118万4,000円計上いたしております。こちらのほうは、菊池小学校のほうの給食室の冷蔵庫の購入や食器の購入、菊池小学校のほうの芝刈り機等の購入費を上げております。

その2つ下、7目小学校改築費です。こちらのほうは、1,000万、菊池小学校の増築工事の実施設計委託料として組んでおります。

次に20ページ。9款5項7目ドリームセンター費、14、工事請負費に222万2,000円、こちらのほうは図書館前の通路土間の改修、ドリームホールの照明器具の改修工事、消防設備の更新と、あとドリームホールにあります移動式の閲覧席のタイヤの更新等になっております。

次のページです。9款6項4目運動公園管理費、14、工事請負費335万円、運動公園の更衣室の改修工事費となっております。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページへお戻りください。

10款1項1目地方交付税1億8,457万1,000円です。普通交付税となっております。

14款1項2目衛生費国庫負担金、2、保健衛生費負担金でございます。こちらのほうも2億4万4,000円、こちらのほうは新型コロナウイルスワクチンの予防接種事業の負担金となっております。

14款2項1目総務費国庫補助金、こちらのほうは減額の補正額となっております。新型コロ

ナウウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を329万6,000円減額いたしております。

その下の2目民生費国庫補助金、2、児童福祉費補助金につきましては243万9,000円を増額計上しております。

その下、3、衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金です。こちらのほうも、新型コロナウイルスワクチンの体制確保事業の補助金となっております。2,946万円となっております。

4目土木費国庫補助金、2、住宅費補助金、こちらのほうは社会資本整備総合交付金の不良空き家の分でございます。112万5,000円となっております。

次のページをおめくりください。

15款2項2目民生費県補助金5節児童福祉費補助金でございます。こちらのほうは、計上いたしております3分の1の補助の計上と、新たにいたしております保育所給食支援費補助金のほうを272万9,000円、全部で合わせまして366万8,000円を計上いたしております。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。こちらのほうは、歳出の際にも御説明いたしました農業労働力確保緊急対策事業費と肥料等高騰緊急対策事業費補助金等を踏まえて、5,577万3,000円を計上いたしております。

7、教育費県補助金、合わせまして169万5,000円、小中学校の英語の体験学習の補助金となっております。

次が16款2項1目不動産売払収入といたしまして、土地を、売払い代金として158万1,000円を上げております。

8ページになります。

18款1項1目基金繰入金を、マイナスの1億2,623万2,000円としております。こちらは、主なものは1節の財政調整基金繰入金のほうが1億6,723万5,000円を減額しております。あと、4節のふるさと応援寄附金に関しましては3,946万3,000円のほうを繰り入れております。

その下です。20款3項1目雑収入、こちらのほうは西太刀洗駅の敷地の売却の補償料という形で22万6,000円。

その下、21款1項1目臨時財政対策債といたしまして934万2,000円の減額を行っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 発言の訂正を。再度、総務課長。

○総務課長（松元 治美） 失礼いたしました。

歳入のところ、6ページです。14款1項2目の新型コロナウイルスワクチン予防接種事業費負担金のほうが2,004万4,000円に訂正をお願いいたします。すみません、よろしくお

願いたいします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

ページ数21ページの9款6項の4目ですね、14節の工事請負費、これは運動公園の更衣室の改修工事という形で335万計上されておりますが、具体的に、どういった場所で、更衣室の改修工事を行われるのか。それとまた、これについては利用者からの要望があって計上されてあるのか、その点、お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

運動公園管理費の更衣室の工事についての御質問でございますが、まず工事の内容につきましては、こちらの更衣室、運動公園管理棟2階の管理人室の隣に、昨年度のトイレ改修工事の際に新たに設置をした更衣室でございます。この更衣室が1室のみとなっております、男女の仕切りがございません。ですので、これに仕切りをつけまして、エアコンの増設、ブラインドの増設、それからドアの設置、そういった工事をする予定でございます。

また、住民の要望があって実施をするのかという御質問ですが、こちらについては、1室しかないということで、使い勝手が大変悪いと。あるいは、盗撮などのその犯罪が起こったらどうするのかと、大変なお叱りを受けてですね。そういった要望、お叱りを受けて、実施をするものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の説明を承って、理解することができました。やはり、こういったように、運動公園とかですね、スポーツされる方については、やはり更衣室がもう絶対的不可欠だというふうに考えております。

それと、できましたら、まだ要望があつてないかもしれませんが、やはりシャワー室とか、そういったものを今後検討、精査していただければと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。

16ページ、16ページの5、農林水産業費の農業費の農業振興費、その中で、先ほど、肥料等高騰緊急対策事業補助金で5,400万ほど計上されております。これはもう前から、そういう対策を打つよというお話でございました。ただ、これをですね、具体的にどういう形で実施されるのか。肥料を購入された方、個人なのか、あるいは例えばその農協ですかね、農協とかそ

ういう団体を通しての補助になるのか、その具体的なことが分かればちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

こちらは、福岡県の6月補正予算を受けまして、補正予算を組ませていただいているところがございます。

目的といたしましては、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えましてロシアによるウクライナ侵略等がありまして、その影響で窒素、リン酸、カリなどの化学肥料の原料が、国際価格ですね、非常に大幅に上がっておるところでございます。これを受けまして、肥料価格も、50%とか、場合によっては90%とか上がっておるところでございます。それを受けまして、農業経営がかなり影響を受けておりますので、それを軽減する目的で実施するものでございます。

具体的には、麦や園芸品目、幅広い品目で対象品目としております。

対象者は、議員がおっしゃいましたように、農協や、あとは認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織などが対象となっております。

対象経費につきましては、令和4年6月から令和5年3月までに購入かつ使用した肥料の経費のうち、令和4年6月に全農等の肥料の価格の改定がっておりますから、それを受けた肥料価格の上昇分が対象経費となっております。肥料費の上昇分の2分の1を福岡県が補助をいたしまして、大刀洗町も上乗せで10%の補助を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今のお話からすれば、例えば農協とか認定農業者等々が購入された差額分といいますかね、高騰分を補助するということだと思うんですが、かなり手間がかかるなという感じがちょっとしましたので、大変だなと思います。またちょっと後で詳しく教えていただきたいと思います。

それと、あわせまして、そのページの、16ページ、商工業振興費。なかなか商工業の振興に補正があるというのは珍しい、「珍しいこと」ちゅうと怒られますけど、その運送業に対してですね、1,530万の補正が組まれております。この対象者というのは、例えば大刀洗町に本社とか支社とか、営業支所を持っているとか、何かその対象者はどういうふうに考えてあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

対象ですけれども、大刀洗町に事業所を有し、下記に掲げるいずれかの対象事業を営む者が運輸局などに登録・届出をしている事業者用車両と規定をしております、4つございます。

1つ目、トラック運送事業、これは貨物自動車運送事業者でございます。2つ目、貸切りバス事業、これは一般貸切り旅客自動車運送事業、こちらは今のところ町内該当はないんですけれども一応対象としております。3番目、タクシー、介護タクシー事業、これは一般乗用旅客自動車運送事業者でございます。4番目、自動車運転代行業でございます。

1番目から3番目に関しましては、運輸局に登録がされている車両でございます。4番目の代行に関しましては、福岡県に届出をしている者でございますので、そちら運輸局と福岡県に照会をいたしまして、10月1日現在登録されている車両に対して1台当たり2万円の補助をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まあ簡単に言えば、町内にこういう業を営んである方と、今言われたトラックとかバスとかそういうことを補助されていて、その台数に応じて1台当たり幾らという形で補助をしていくというように考えてよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 同じく16ページですかね。10款農村環境整備費の委託料で、ため池ハザードマップ作成業務委託料とあるんですけども、約780万ですかね、何世帯分、作る予定、まあ、部数でもいいんですけども。まあ「何世帯」がいいかな、何世帯を対象に何部数作るのか、分かるならば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。宮原産業課農政商工係長。

○農政商工係長（宮原 英壽） お答えをいたします。

全戸配付を考えておりますので、5,400部刷るところで積算をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 21ページ、お願いします。9款6項の4目の14番、工事請負費ちゅうのが、すみません、上の委託費ですか、12番。5万5,000円ですかね。ここに説明といたしましては「キュービクル変圧器PCB分析業務委託料というふうに入っとんですけど、まず、これ具体的にどういうことかを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えいたします。



運動公園管理費の委託料、キュービクル変圧器PCB分析委託料についての御質問でございます。こちらについては、キュービクルに含まれる変圧器等にPCBが含まれていないかを調査する委託料でございます。

具体的に申し上げますと、今までは1990年までに製造されたものが調査の対象でございましたが、その法律が改正されて、1993年までに製造されたものが分析の対象となったものでございます。その関係で、運動公園、それとドリームセンターにも同じものを組んでおりますが、新たに対象になりましたので、そのPCBが含まれないかを分析調査するものの委託料でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 状況分かりましたけれども、1993年以降にもこういったPCBが使われているという変圧器など、町関係で、あれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

今のところ、法律で、93年まではそういったPCBが使われている疑いがあるのではないかとということで、対象が93年までとなっているところでございます。それ以降に製造されたものは、使われていないだろうというところで、今のところ分析の対象になってないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 状況、分かりましたけれども、前回ですね、この公民館でしたっけ、あそこのやつも何かPCBが使われておるということで御説明があったように記憶しております。今度のやつも同じような考え方で、もしPCBが、入っておると。検出されたということになれば、改めて予算措置を講じられる予定なのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続き、お答えいたします。

当然、PCBが含まれているという分析結果が出たときには、交換が必要になりますので、予算措置の上、修繕をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 14ページの4番ですね、4款。18目の、18節です、失礼しま

した。不良空き家対策等除去補助金、これは当初たしか35万で3件で225万、当初予算には上がっていたんですけども、同額上がっているということは、新たに3件の不良空き家の除去が決まったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えいたします。

当初3件の予算を組んでおりまして、今回また補正3件ということでさせていただいております。3件につきましては、実際今年度に終わっているものが1件、それから見込みがあるものが2件となっておりますので、またさらにですね、うちのほうで除却したいと思っている特定空き家等ございますが、そちらについての施策を進めておりますので、予算計上させていただいているものとなっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

---

**日程第10. 議案第32号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第32号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。議案第32号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億515万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額21万1,000円の減額でございます。内容といたしましては、職員の異動に伴う人件費の補正のほか、12節委託料、事業状況報告等作成システム改修

委託料13万2,000円の増額補正となっております。こちらは、国への報告システムの改修の費用となっております。

続きまして歳入、5ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額13万2,000円の増額でございます。こちらは、先ほど御説明いたしましたシステムの改修委託料の補助分でございます。

次に、6款1項1目一般会計繰入金、34万3,000円の減額でございます。こちらは、人件費等に伴う職員給与費等繰入金の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第11．議案第33号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第33号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。古賀建設課下水道管理係長。

○下水道管理係長（古賀 隆司） 建設課の下水道管理係長の古賀と申します。本来ならば建設課長がここで御説明するところではございますが、諸事情により欠席しておりますので、代わって説明をさせていただきます。

それでは、議案第33号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第33号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ691万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,210万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

1款1項1目農業集落排水費11節役務費で4万3,000円の追加でございます。これは、農業集落排水事業で機能強化対策事業計画書を作成しており、効果算定において関係者宛てのアンケート配付及び返信が必要となったための郵便料でございます。

次に、1款1項2目大堰処理施設管理費10節需用費で154万円の追加でございます。これは、7月19日に大堰地区の床島第1及び徳次マンホールポンプ場の通報装置が故障していることが判明し、見積りを徴収した結果、予算不足が生じるためでございます。

次に、1款1項3目栄田処理施設管理費10節需用費で92万4,000円の追加でございます。これは、栄田水処理センターのpH計のセンサー等の配線交換を令和4年3月に実施、施工業者より、pH計測の器械が汚水処理層内に設置されており硫化ガスによる腐食の影響があるということでしたので、交換の必要性があり、今回の補正予算に計上させていただいているものでございます。

次に2款1項1目一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。人件費でございますので、割愛させていただきます。

2款1項2目公共下水道費14節工事請負費で457万6,000円の追加でございます。これは、今年度前半におきまして高額な補修工事が発生したため、追加補正をするものでございます。主なものとしまして、西大刀洗北マンホールポンプ場のマンホール蓋の撤去・設置工事、今マンホールポンプ場埋設管の修繕工事、下高橋地区下水道マンホールの調整工事でございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項1目1節の一般会計繰入金としまして169万7,000円を計上しております。

次に、5款1項1目1節の繰越金としまして521万4,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金として、猪本橋の下水道圧送管移設を、福岡県が行う河川整備工事に合わせて実施した結果、工程の調整や影響範囲の調整により、自然流下部分の撤去や舗装等の一部が施工不要となった部分で執行残を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第12. 認定第1号 令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 認定第2号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第14. 認定第3号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 認定第4号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第5号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、認定第1号令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 御説明いたします。

認定第1号令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、一括議題として続けて御説明いたします。

また、内容につきましては決算特別委員会において御審議頂くように予定されておりますので、実質収支に関する調書のみ御説明をさせていただきます。

それでは、認定第1号から説明いたします。

認定第1号令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけ、議会に認定をする。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

ページ、243ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、区分、金額と御説明していきます。

- 1、歳入総額92億4,705万1,297円。
- 2、歳出総額85億536万9,600円。
- 3、歳入歳出差引き額7億4,168万1,697円。
- 4、翌年へ繰り越すべき財源、（2）繰越明許費繰越額1億773万7,000円。
- 5、実質収支の額6億3,394万4,697円となっております。

続きまして、特別会計に移ります。

認定第2号から認定第5号につきましては、続けて読み上げさせていただきます、別冊の決算書にて御説明をさせていただきます。

認定第2号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

認定第3号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

認定第4、令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけ、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

認定第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、決算書のほうをご覧ください。

特別会計を、4つの分を1冊にまとめておりますので、表紙で色分けで区分をしております。

まず初めに、国民健康保険特別会計です。

31ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、区分、金額と行きます。

- 1、歳入の総額18億4,116万9,737円。
- 2、歳出の総額17億5,241万6,673円。
- 3、歳入歳出の差引き額8,875万3,064円。
- 4、翌年へ繰り越すべき財源はありません。
- 5、実質収支額8,875万3,064円となっております。

続きまして、大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書になります。こちらの分の15ページをお開きください。

実質収支に関する調書、区分と金額と参ります。

- 1、歳入総額2億1,780万3,606円。
- 2、歳出総額2億1,679万8,266円。
- 3、歳入歳出の差引き額100万5,340円。

4、翌年へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額100万5,340円となっております。

続きまして、大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算書、ページ11ページとなります。

実質収支に関する調書、区分、金額。

1、歳入総額463万9,811円。

歳出の総額はありません。

3、歳入歳出差引き額463万9,811円。

翌年度へ繰り越すべき財源もございません。

5、実質収支額463万9,811円となっております。

続きまして、大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算書23ページをお開きください。

実質収支に関する調書、区分、金額。

1、歳入総額7億8,157万3,573円。

2、歳出総額7億6,360万7,973円。

3、歳入歳出差引き額1,796万5,600円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額1,275万円。

5、実質収支額521万5,600円となっております。

以上で、認定第1号から認定第5号の説明を終わります。

○議長(安丸眞一郎) お諮りします。令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(安丸眞一郎) 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前11時15分